

年間の目安電気料金の改正について（案）

1. 目安年間エネルギー使用料金等の表示について

(1) 小売事業者における表示制度について

平成11年4月に改正・施行したエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）において、自動車や家電等のエネルギー消費機器について、トップランナー制度（注）に基づく省エネ基準が導入された。

（注）トップランナー制度とは、製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準（トップランナー基準）を満たすことを求める制度。

また、平成18年4月に改正・施行した省エネ法において、エネルギー消費機器の小売の事業を行う者（以下「小売事業者」という。）は、エネルギー消費性能等の表示等一般の消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならないことが規定された。

これを受け、平成18年7月、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会小売事業者表示判断基準小委員会（現・総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会小売事業者表示判断基準WG）（以下「小委員会」という。）において、以下の3つの表示内容を含む小売事業者が取り組むべきガイドラインとしての最終取りまとめ（以下「最終取りまとめ」という。）がなされた。

- ・ J I S 規格により構築された「1. 省エネラベリング制度」
- ・ 当該製品の省エネ性が市場に供給されている機器の中でどこに位置付けられているか示す「2. 多段階評価制度」
- ・ 消費者が省エネ効果を最も実感できる使用料金等の光熱費を小売事業者において表示する「3. 目安年間エネルギー使用料金等」

最終取りまとめの内容を基に、機器毎の表示事項等について、平成18年8月に「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（現・エネルギー消費機器の小売の事業を行う者が取り組むべき措置）」（告示）（以下「告示」という。）を制定した。本告示は、エネルギー消費機器毎に小売事業者がエネルギー消費性能の表示等一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない旨及びその具体的な内容を規定している。

(2) 目安年間エネルギー使用料金等の表示について

「3. 目安年間エネルギー使用料金等」については、最終取りまとめにおいて対象となる範囲について以下のとおりとされており、現在14機器を対象としている。

【小売事業者表示制度判断基準小委員会最終とりまとめ(抜粋)】

3-2 対象となる範囲

対象となる範囲は以下の点を踏まえ決定することとする。

- (1) トップランナー基準の対象機器であること。
- (2) 主に家庭用として使用されるものであること。
- (3) 目安年間エネルギー使用料金等の算出方法が存在すること。



注：各表示の詳細は、参考資料1を参照

図1 統一省エネラベルにおける目安年間エネルギー使用料金等のイメージ

2. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の年間の目安電気料金の改正について

電気冷蔵庫及び電気冷凍庫については、平成28年3月にトップランナー基準の改正の施行を予定しているため、新しい基準に則した年間の目安電気料金の規定を以下のように改正を行うこととする。

・電気冷蔵庫

①年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：日本工業規格C9801-3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。
なお、他の室タイプ（温度帯）に変更することが可能な室を有する電気冷蔵庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位キロワット時毎年）

Z：27（単位円毎キロワット時）

②注意事項

年間の目安電気料金は、電気冷蔵庫の平均的な使用実態等（周囲温度32℃及び16℃、冷蔵室、冷凍室の負荷投入等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。

・電気冷凍庫

①年間の目安電気料金の算出方法

年間の目安電気料金は次式に基づき算出するものとする。

$$\text{年間の目安電気料金} = E \times Z$$

この式において、E及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E：日本工業規格C9801-3(2015)に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。
他の室タイプ（温度帯）に変更することが可能な室を有する電気冷凍庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。（単位キロワット時毎年）

Z：27（単位円毎キロワット時）

②注意事項

年間の目安電気料金は、電気冷凍庫の平均的な使用実態等（周囲温度 3℃及び 16℃、冷凍室の負荷投入等）を基準に算出した年間消費電力量（kWh/年）に 27（円/kWh）を乗じたものであり、各御家庭の使用実態や電力会社等によって異なります。